

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

秩父市長

市町村名 (市町村コード)	秩父市 (11207)	
地域名 (地域内農業集落名)	小柱地区 (大田第17~19区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月31日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高齢化が進み、農業機械の確保も難しく、個別での経営が厳しい。貸出希望者も多いため、担い手の確保や作業委託など、対応が急務となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地中間管理機構の機能を活用し、特に基盤整備を進めている田については水稻、他はシイタケや露地野菜などの生産を図る。営農集団などの法人化、耕作放棄地への景観作物などあらたな視点を見出すとともに、6次化経営のための女性の活躍や伝承していける食材なども視野に入れていくことが必要である。農業機械確保のために助成金を活用する。大豆の生産も検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行える区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業の重点実施地区に指定されていることから、原則として基盤整備した田は機構へ貸し付けるなど、機構を通じた貸し付けを進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
引き続き集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
令和5年度より暗渠排水整備工事を実施しており、今後は現状維持していく。排水路については清掃機械も必要と思われる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
秩父農林振興センターや埼玉県農林公社、JAと連携し、中心経営体の育成について調整・検討していく。農業委員も自ら進んで活動してほしい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、作業委託を早急かつ積極的に行い、遊休農地の発生防止を図る。委託事業を検討している方もいるため、調整を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦助成金の活用を検討する。